

## 指名停止等一覧表

(期間 令和2年4月1日 ~ 令和2年6月30日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	三陸土建株式会社	岩手県盛岡市みたけ5-15-12	令和2年4月22日から令和2年5月5日まで (2週間)	別表第1 当該地方支分部局等の管轄区域内において発生した事故等に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該事業者は、平成30年3月8日、岩手県盛岡市内の土木工事において、工事の安全管理の措置が不適切であったため、作業員1名が死亡する事故を発生させ、盛岡簡易裁判所から、労働安全衛生法違反にあたるとして、同社及び同社の現場代理人が罰金刑を受け、令和2年2月3日に、その刑が確定した。 このことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1 当該地方支分部局等の管轄区域内において発生した事故等に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。
2	株式会社小松組	秋田県由利本荘市東由利法内字倉沢279-4	令和2年6月19日から令和2年8月18日まで (2ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)16	当該事業者は、庄内森林管理署発注の「温海川林道温海川支線災害復旧工事」において、調査基準価格を下回る入札額であったため、低入札価格調査の資料提出を依頼したところ、積算の誤りを理由に、低入札価格調査資料の提出を辞退した。 有資格者である当該事業者が、低入札価格調査を辞退したことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)16に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。
3	山一林業株式会社	秋田県北秋田市阿仁水無字上岱129-1	令和2年6月19日から令和2年8月18日まで (2ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)16	当該事業者は、令和元年5月30日付けで米代東部森林管理署上小阿仁支署と請負契約を締結した保育間伐において、契約区域外の立木5本、材積1.13m <sup>3</sup> を誤って伐採した。 有資格者である当該事業者が契約区域外の立木を伐採したことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)16に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

(注) 該当事項の欄には「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。